

第7回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月12日(水)午後2時から午後2時43分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(12人)

会	長	14番	前川正人									
委	員	1番	丹野義基	2番	佐畑幸一							
		3番	伊東登	5番	唯野哲夫							
		6番	坂本雄司	7番	後藤義昭							
		8番	三國実加	9番	小島良金							
		10番	佐藤雄一	11番	武島竜太							
		12番	中和田吉彦	13番	目黒正一							

4. 欠席した農業委員(0人)

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	渡部賢治
事務局農地係長	佐々木国秀
事務局主査	大河原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

- (1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について
- (2) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (5) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和3年度第10号農用地利用集積計画について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。
 令和4年の初回の総会となりますので、総会に先立ち、前川会長
 より、ごあいさつをいただきます。会長、お願いします。

議 長 委員の皆様、改めまして、明けましておめでとうございます。昨年
 は、新型コロナウイルスの感染拡大により、社会情勢が大きく変動
 する中で、委員活動に励んでいただきましたことに対しまして、
 心より感謝申し上げます。
 本年も、引き続き、相馬市の農業の振興発展のため、農業委員、
 農地利用最適化推進委員が、農業委員会憲章を遵守し、農地利用の
 最適化の推進に努めていただくことをお願い申し上げ、あいさつ
 とさせていただきます。
 今年1年、よろしくをお願いします。

事務局長 ありがとうございます。それでは、総会に入ります。

議 長 本日は、第7回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員
 各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律
 第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに
 第7回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
 事務局。

事務局長 それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。
 お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。12月14日、火
 曜日、郡山市のビックパレットふくしまで、令和3年度農業委員・
 農地利用最適化推進委員研修会が開催されました。各農業委員会
 1名限定の研修であったことから、大河原主査が、代理で参加させ
 ていただきました。研修内容は、委員として、集落での話し合い活
 動や、座談会の開き方等についてであり、来月開催予定の研修会で
 皆様にお知らせをさせていただきたいと思っております。ご了承願いま
 す。12月24日、金曜日、第7回総会に係る議案を、郵送で配布

させていただきます。1月5日、水曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。1月7日、金曜日、飯豊地区で、農地の貸し借り契約について、契約満了前に解除となる案件が発生したため、飯豊地区の委員の皆様による、次期耕作者の調整会議を開催いたしました。報告は、以上となります。

議 長 次は日程第2、議事録署名委員の指名を行います。12番中和田吉彦委員、13番目黒正一委員、ご兩名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議事に入ります。報告第1号報告事項についてを議題といたします。(1)農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、(2)農地転用許可に係る工事完了報告について、(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(4)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、(5)農地使用貸借合意解約届出について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1)農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は、1件の届出を受理いたしました。こちらは、通常、農地に建物を建築する場合には、農業委員会からの農地転用許可を受ける必要がありますが、面積が2アールを超えない農業用施設に限り、届出のみで農業用施設の建設が可能となるものです。届出の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

続いて、(2)農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は、5件の報告を受理いたしました。このことについて、農地転用の許可を受けた事業については、工事の進捗状況の報告を、許可後3ヶ月後、その後は1年ごとの間、工事が完了するまで定期的に農業委員会へ提出することが、許可の条件の一つとされています。

また、提出された工事の進捗状況、完了報告については、現地調

査を行い、計画どおり工事が行われているかどうか、確認をしているものです。報告の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

続いて、(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は、2件の届出を受理いたしました。こちらは、相続等により、農地を取得した際には、農業委員会へ届け出なければならないとされております。また、農地を取得後、耕作者へのあっせんを農業委員会へ希望するかどうかも併せて確認しているものです。今回の届出については、すべて相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせんの希望等はございません。

続いて、(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は、6件の通知がございました。こちらは、農業経営基盤強化促進法に基づく、利用集積計画による農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由につきましては、番号2番を除き、耕作者変更による解約、番号2番につきましては、農地法3条申請のためとなっております。

最後に、(5) 農地使用貸借合意解約届出について、今月は、1件の届出を受理いたしました。こちらは、農地法第3条による使用貸借権の合意解約となっており、解約理由につきましては、耕作者変更のためとなっております。説明は、以上となります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。11番武島竜太委員お願いします。

11番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。去る令和3年12月28日に、地区担当推進委員とともに、譲受人と現地において、聞き取り調査を行いました。

また、1月5日に、8番委員、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、農地調査を実施いたしましたので、調査結果をご報告いたします。

譲渡人、譲受人等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積、不耕作地の有無については、聞き取り調査により、問題がないことを確認いたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件については、申請人は個人であるため、非該当であります。許可基準第3号の信託契約の有無は、議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上でありますので、下限面積要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてであります。譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。

また、地区担当の推進委員からも、意見なしとの回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。以上です。

議 長 次に、番号2番について、担当委員举手願います。12番中和田吉彦委員をお願いします。

12番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、2番案件についてご報告いたします。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりでございます。去る1月5日、8番委員、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、結果を報告いたします。

権利の設定内容は、売買による所有権の移転になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、

要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件ではありますが、譲受人は個人であるため、非該当であります。許可基準第3号信託契約の有無ではありますが、議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについては、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件ではありますが、議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいておりますのでご報告いたします。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求め

ます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。事業概要は、農家住宅の敷地を拡張するものであり、工事期間は、許可の日から3ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、申請人所有の宅地、雑種地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。8番三國実加委員願います。

8番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件について報告いたします。

去る1月5日に、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いました。担当委員を代表して、調査結果を報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地であります。しかし、この案件は、既存施設の面積を拡張する申請内容であり、不許可の例外事業の既存施設拡張事業の基準を満たす転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、既存施設を拡張することが目的でありますので、申請地以外での事業の実施は、困難と判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上ご報告いたします。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4条の規定
による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求め
ます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務
局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地等につきましては、議案書に
記載のとおりでございます。権利の取得者が、建売住宅(4区画)
用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から10ヶ月を
予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転(売
買)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案
書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきまし
ては、備考欄に記載のとおり、道路法第24条及び位置指定道路事
前協議済みであり、いずれも承認見込みとなっております。⑥併用
地の有無につきましては、宅地、雑種地があり、申請地と併せて売
買予定となっております。添付書類として、そうま土地改良区の意
見書、地元水利組合の排水同意書を提出いただいております。書類
審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地等につきましては、
議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅、
駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ
月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転

(売買)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、備考欄に記載のとおり、道路法第24条事前協議済みであり、承認見込みとなっております。添付書類として、地元水利組合の排水同意書を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして3番案件です。申請人及び申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無につきましては、原野、公衆用道路があり、使用貸借予定となっております。添付書類として、地元水利組合の排水同意書を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして4番案件です。申請人及び申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。申請地は、都市計画法に基づく第1種中高層住居専用地域に指定されております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、備考欄に記載のとおり、道路法第24条及び狭あい道路事前協議済みであり、いずれも承認見込みとなっております。⑥併用地の有無につきましては、宅地があり、申請地と併せて売買予定となっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後5番案件です。申請人及び申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅のための通路用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から7ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、使用貸借権の設定(35年間)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無につきましては、山林があり、申請地と併せて使用貸借予定となっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。案件1番について、担当委員挙手願います。8番三國実加委員願います。

8 番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。去る1月5日に、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を実施いたしました。担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を宅地等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。次に、許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は困難と判断いたしました。以上の事から、立地基準は満たしていると判断いたしました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上、ご報告いたします。

議 長 次に、案件2番から4番について、担当委員挙手願います。9番小島良金委員願います。

9 番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、2番案件から4番案件について、去る1月5日に、8番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2人で現地調査を行いましたので、担当委員を代表してご報告いたします。

初めに、2番案件について。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、近くに基盤整備された農地があり、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることを現地調査で確認し、第1種農地と判断いたしました。しかし、この案件につきましては、不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、代替地の検討結果もあり、妥当と判断しました。以上の事から、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて、3番案件について報告いたします。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、住宅造成地区内にあり、基盤整備された農地からは、建物によって分断されており、概ね10ヘクタール未満の小規模の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。次に、許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は困難と判断いたしました。以上の事から、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて、4番案件について報告します。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途区域内の第1種中高層住居専用地域内にある農地であるため、第3種農地であります。したがって、許可基準第2号は、非該当であり、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 次に、案件5番について、担当委員举手願います。10番佐藤雄一委員をお願いします。

10番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、5番案件について報告いたします。去る1月5日に、8番委員、9番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を行ってまいりました。調査結果を代表してご報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地なので、第1種農地であります。しかし、この案件につきましては、新築住宅の進入路を取付る申請内容であり、不許可の例外事業の集落接続事業

の要件に該当します。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、代替地の検討結果もあり、妥当と判断しました。よって、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。10番佐藤雄一委員願います。

10番 議案第4号現況確認証明申請について、番号1番から3番について、まとめてご報告いたします。去る1月5日、8番委員、9番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を行ってまいりました。調査結果を代表してご報告いたします。

申請地は、議案書に記載された申請理由のとおり、周辺の状況からも、今後も農地として耕作することが困難と見てまいりました。農地の現況は、周辺の状況から判断して、申請地目のとおり、原野

として証明書を交付することが適当であると判断しました。以上
ご報告いたします。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり、証明することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号現況確認証明申請に
ついては、委員報告のとおり、証明することに決せられました。

次に、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否
かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から
番号8番までの8件について、相馬市農業委員会会議規則第8条
の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありま
せんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より
説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判

断について、農業委員会で実施している農地の利用状況調査にて、復旧が困難及び耕作が難しい農地、いわゆるB分類農地として判断された農地について、「農地」に該当するか否かを、委員の皆様にご審議いただくものです。

お手元に、参考資料と書かれた資料をお配りしておりますが、こちらは、先日の現地調査における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しています。この後の調査担当委員からの報告と併せて、参照していただければと思います。以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。10番佐藤雄一委員お願いします。

10番 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る1月5日、8番委員、9番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を行ってまいりました。調査結果を代表してご報告いたします。

番号1から番号8までの現況は、周辺の状況から、すべて山林化しており、非農地と判断してまいりました。以上ご報告いたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり「非農地」と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号農地法第2条第1項

の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり、非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第6号令和3年度第10号農用地利用集積計画についてを議題といたします。議案第6号中、番号1番について、11番武島竜太委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから、11番武島竜太委員は、暫時の間、退場願います。

(11番武島竜太委員 退場)

議 長 事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和3年度第10号農用地利用集積計画について、番号1番について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございまして、利用権の再設定になります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、集積計画が市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、すべて効率的に利用して耕作を行うと認められるか、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか等の要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号番号1番、令和3年度第10号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

11番武島竜太委員の入場を認めます。

(11番武島竜太委員 入場)

議 長 11番武島竜太委員にご報告いたします。議案第6号、番号1番令和3年度第10号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、残りの案件を議題といたします。番号2番から20番までについて、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和3年度第10号農用地利用集積計画について、番号2番から20番までについて、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございまして、番号2番から19番までにつきましては、利用権の再設定でございまして、番号20番につきましては、新規の利用権設定になります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、番号2番から番号
20番まで、令和3年度第6号農用地利用集積計画については、同
意することに決せられました。
以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定した
ことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご
異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
以上をもちまして、第7回相馬市農業委員会総会を閉会といた
します。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 12番 中和田 吉彦

議事録署名委員 13番 目黒 正一